

東根市教育委員会 中学校部活動方針(令和8年度)

東根市教育委員会では、『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(以下「国ガイドライン」)』(令和4年12月スポーツ庁・文化庁策定)並びに『山形県における部活動改革のガイドライン(以下「県ガイドライン」)』(令和5年3月山形県教育委員会策定),『東根市部活動改革に係るガイドライン(以下「市ガイドライン」)』(令和6年10月東根市教育委員会策定),学習指導要領総則に則り本方針を策定する。また,本方針は,山形県中学校校長会,山形県中学校体育連盟及び山形県中学校文化連盟の指針に則り,北村山地区中学校校長会,北村山中学校体育連盟及び北村山中学校文化連盟との共通認識のもとに制定するものである。なお,本方針は,中学校における運動部及び文化部の両活動に適用する。

I 東根市中学校部活動基本方針

学校教育の一環として行われる部活動は,異年齢との交流の中で,生徒同士や教員との人間関係を構築したり,生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど,教育的意義が大きい活動である。また,生徒自身にとっても中学校生活の大きなウェイトを占め,人間形成においても大きな影響を与える大切な活動である。

しかし,一方では,少子化が進展する中,学校部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっている。また,勝利至上主義から,生徒の健康が危惧される程の過度な活動が行われたり,全ての生徒の学習の成果が発揮されることのない運営・指導体制に陥ったりするとともに,専門性や意思に係らず,教師が顧問を務めるこれまでの指導体制による,教員の心身の負担増大なども指摘されている。

このことを踏まえ,生徒・保護者・教員にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点のひとつとして学校部活動が存在し,その意義を下記に明確に示し,適正に実施されることを目指す。

学習指導要領総則に示された部活動の意義を踏まえ,適正な教育計画としての部活動を構築する。

- 1 スポーツや文化芸術等に親しむことを通して,バランスのとれた心身の成長と,豊かな生涯スポーツあるいは生涯学習を実現するための資質・能力の育成を図る。
- 2 部活動内容の効率化・効果化と,体罰・ハラスメントの根絶等,適正な指導体制を構築し,生徒の自主的で自発的な参加を大切にする。
- 3 これからの部活動の在り方について,保護者・地域の理解を得るための啓発に更に取り組み,連携・協働して,持続可能なスポーツ・文化芸術環境をつくる。

II 適切な運営のための体制について

1 方針の制定

校長は、本方針をもとに各校の状況に適した部活動方針を制定し、教職員、生徒及び保護者、地域にHP等で周知するとともに、東根市教育委員会に報告する。

2 適切な指導の実施

校長は、部活動顧問、部活動指導員及び校長委嘱指導員に対し、体罰・ハラスメントを根絶するために、適宜指導する。

3 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- (1) 校長は、学校部活動は生徒の主体的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえて任意加入制とし、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする。
- (2) 校長は、性別や障がいの有無を問わず、一人ひとりの違いに応じた課題や挑戦を大切にす
る環境整備や支援体制を構築する。
 - ① スポーツ・文化芸術活動を楽しめる、適度な頻度で行える環境の整備。
 - ② 技能等向上や大会等で好成績を収めたい生徒への専門的支援、地域クラブへの紹介と
連携。
- (3) 校長は、部活動の在り方や精選、適切な校務分掌による部活動体制づくり、合同部活動に
ついて、東根市部活動改革の進捗や地域の実態を踏まえながら取り組むようにする。

4 部活動の実施日時について

(1) 実施日

- ① 平日 週4日以内
- ② 土・日曜日 両日実施しない
- ③ 休日・祝日 実施しない
- ④ 長期休業中 ①～③に加え、連続した休養日を設定する

(2) 実施時間 1時間以内

(3) その他

- ① 始業前の活動は行わない。
- ② 実施時間の延長は行わない。
- ③ 校長は、定期テスト等前に適切な部活動休止期間を定める。

5 年間活動計画及び年間活動実績について

- (1) 部活動顧問は、上記「4 部活動の実施日時について」の規定に基づき、年度当初に適切
な年間活動計画を作成して校長に提出し、活動許可を得る。活動に変更がある場合は、校
長の許可を得る。
- (2) 部活動顧問は、年度末に年間活動実績を校長に提出する。校長は、各部の活動内容を管理・
監督する。
- (3) 校長は、各部活動の年間活動計画及び年間活動実績を教育委員会に報告する。

6 学校管理下外（地域クラブ等）の生徒の活動について

- (1) 学校は、生徒が学校外の地域クラブ（仮名）等に所属して活動している場合は、生徒の保

護者と連絡を取るなどしてその実態を把握する。また、その保護者及び生徒には、必要があれば、「国・県・市ガイドライン」をもとに、「生徒の心身の健康・安全」をねらいとして、校長の判断のもと、活動内容や活動時間について助言・指導を行う。

- (2) 加入については、部活動同様任意とし、強制加入させたり加入しなければならないような雰囲気になつたりすることのないよう、クラブ等関係者及び保護者の理解と協力を得る。

7 大会、発表会、コンクール等への参加について

- (1) 部活動顧問は、生徒を大会、発表会、コンクール等に出場、参加させる場合は、校長の許可を得る。
- (2) 県外開催の大会、発表会、コンクール等に参加する場合、または宿泊を要する場合には、校長は、教育委員会の承認を得る。
- (3) 学校は、学校管理下外（地域クラブ等）に所属する生徒における大会、発表会、コンクール等や県外遠征等への出場、参加について、その状況を把握する。学校は、保護者に対し、事前に担任教員へ報告するよう理解と協力を求める。

8 部活動運営委員会（仮称）の設置及び保護者、地域との連携について

- (1) 校長は、部活動運営委員会（仮称）を設置し、委員に部活動方針を説明し、保護者、生徒、部活動関係者及び地域の理解と協力を得る。
- (2) 校長及び部活動顧問は、生徒が所属している学校管理下外の地域クラブの活動が、学校の部活動と同じ内容の活動（単一校部活動の強化団体）の場合、「市ガイドライン」の規定内となるよう、クラブ等関係者及び保護者の理解と協力を得る。
- (3) 校長及び部活動顧問は、部活動に保護者会が設置されている場合、その目的が部活動方針に基づく支援・協力・応援にあることを確認し、部活動の他に、保護者会が単独で練習会等を主催したりすることのないよう、理解と協力を得る。
- (4) 保護者会における部活動運営費等がある場合は、その管理は保護者が行うものとする。ただし、校長及び部活動顧問はその用途について把握し、各校の方針にある生徒の健全育成に沿う活用内容になるよう、保護者の理解と協力を得る。

策定期日 2019年 3月 7日

改訂期日 2024年 4月 1日

改訂期日 2024年 10月21日

東根市教育委員会